

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年5月24日

【会社名】 GMOインターネット株式会社

【英訳名】 GMO internet, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 グループ代表 熊谷正寿

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区桜丘町26番1号

【電話番号】 (03)5456-2555

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 グループ管理部門統括 安田昌史

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区桜丘町26番1号

【電話番号】 (03)5458-8310

【事務連絡者氏名】 取締役 グループ法務部長 川崎友紀

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 3,138,956,300円
(注) 募集金額は、GMOインターネット株式会社(以下「当社」といいます。)を株式交付親会社、株式会社OMAKASEを株式交付子会社とする株式交付(以下「本株式交付」といいます。)に関して、本株式交付の対価として取得する株式会社OMAKASEの株式数及び新株予約権数並びに本株式交付の株式交付比率を勘案した当社普通株式の交付数に基づいて算出した金額です。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,029,166株 (注)1	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 当社が本株式交付の対価として取得する株式会社OMAKASE(東京都港区六本木四丁目12番8号4C、代表取締役浅井俊平、以下「OMAKASE」といいます。)の株式数及び新株予約権数並びに本株式交付の株式交付比率を勘案して記載しております。なお、OMAKASEの普通株式及び第1回新株予約権の保有者から譲渡の申込みがなされる株式数及び新株予約権数に応じて、実際に当社が交付する自己株式数が変動することがあります。

2. 2021年5月24日開催の取締役会決議によります。

3. 当社は、普通株式と異なる種類の株式として第1種優先株式についての定めを定款に定めております。第1種優先株式の単元株式数は、普通株式と同じく100株であります。

第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」といいます。)は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができません。ただし、第1種優先株主は、2事業年度連続して各事業年度中に定められた基準日より定款に定める第1種優先配当金及び累積未払配当金の全額を支払う旨の決議がなされないときは、当該2事業年度終了後最初に開催される定時株主総会より(ただし、第1種優先配当金及び累積未払配当金の全額を支払う旨の議案が当該定時株主総会に提出され否決されたときは、当該定時株主総会の終結の時より)、第1種優先配当金及び累積未払配当金の全額を支払う旨の決議がある時までの間、株主総会において議決権を行使することができます。これは、第1種優先株式が剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先することを勘案して、議決権を制限する内容としたことによるものであります。

4. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第774条の2の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を交付することにより行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

5. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

株式交付によることとします。(注)

(注) 当社普通株式は、OMAKASEの普通株式の譲渡人及びその第1回新株予約権の譲渡人に対して割り当てられます。本株式交付に係る割当ての内容の詳細については、「第二部 公開買付け又は株式交付に関する情報 第1 公開買付け又は株式交付の概要 4 公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠 1. 本株式交付に係る割当ての内容(株式交付比率)」をご参照下さい。

(2) 【募集の条件】

該当事項はありません。

(3) 【申込取扱場所】

該当事項はありません。

(4) 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

1 【公開買付け又は株式交付の目的等】

1. 株式交付の目的及び理由

GMOインターネットグループは、「すべての人にインターネット」をコーポレートキャッチに掲げ、1995年にインターネット事業を開始し、現在ではインターネットインフラ事業を中心として、インターネット広告・メディア事業、インターネット金融事業、暗号資産事業及びインキュベーション事業を展開する総合インターネット企業グループとなっています。

OMAKASEは「作り手が、もっともっと料理に没頭できるように」をミッションに掲げ、飲食店とお客さまをつなぐ予約管理サービス「OMAKASE」を2017年から提供しています。「OMAKASE」は予約困難な人気飲食店に特化した事業展開を行っております。飲食店においては、予約電話の受電、予約確認連絡などのお客さま対応業務が増加しており、このことは、グルメサイトの台頭もあり、人気飲食店において特に顕著となっています。この点、「OMAKASE」の加盟店さまは、Web上での予約受付や、既存の予約の管理、キャンセル情報の発信などお客さまとの質の高いコミュニケーションが可能となります。一方、お客さまは、「OMAKASE」を通じ、予約困難な人気飲食店の予約を取ることができるほか、人気飲食店から空席情報や、季節のお知らせを受け取ることが可能となります。

この度、GMOインターネットグループは、OMAKASEが有する顧客基盤と、GMOインターネットグループが展開するインターネットインフラ事業におけるEC支援事業、決済事業との間にシナジーが見込めること、またOMAKASEにおいては、GMOインターネットグループの経営ノウハウ・ブランド力を活用することが可能になることから、両社の中長期的な企業価値向上につながるものと判断し、同社を子会社化することとしました。

なお、本件は、2021年3月1日に施行された改正会社法において導入された株式交付制度を活用したものとなります。株式交付制度においては、株式交付親会社が、株式交付子会社をその子会社とするために株式交付子会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人である株式交付子会社の株主に対して、当該株式の対価として株式交付親会社の株式が交付されることとなります。また、他の会社を完全子会社化することになる株式交換制度とは異なり、株式交付制度を利用した場合には他の会社を完全子会社ではない子会社とすることができます。GMOインターネットグループは、企業再編行為によりグループに参画頂く場合には、参画後もその経営陣を変更することなく、継続的に事業にコミットいただくことをグループ経営の方針としております。この点、株式交付制度を利用することにより、経営株主が株式交付子会社の株主として継続的に事業にコミットいただくことが可能となり、さらに、経営陣に当社株式を交付することが、GMOインターネットグループの企業価値の向上に向けた動機づけにつながると判断し、株式交付制度を利用することといたしました。

OMAKASEの概要は以下の通りです。

(1)商号	株式会社OMAKASE	
(2)所在地	東京都港区六本木四丁目12番8号4C	
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 浅井 俊平	
(4)事業内容	飲食店予約管理サービスの開発・運営	
(5)資本金	550万円(2021年3月31日時点)	
(6)設立年月日	2017年4月4日	
(7)発行済株式総数	40万株(2021年3月31日時点)	
(8)決算期	3月31日	
(9)大株主及び持株比率 (2021年3月31日時点)	浅井俊平 高橋健太 緒方周平 鈴木博達	35.49% 32.78% 11.47% 11.10%

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における株式交付子会社と提出会社の企業集団との関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

本株式交付の効力の発生後における当社の企業集団の概要は以下のとおりとなる予定です。

提出会社の概要

(1) 名称	GMOインターネット株式会社	
(2) 所在地	東京都渋谷区桜丘町26番1号	
(3) 代表者及び役員	代表取締役会長兼社長 グループ代表	熊谷正寿
	取締役副社長 グループ代表補佐 グループ管理部門統括	安田昌史
	取締役副社長 グループ代表補佐・グループ人財開発統括兼グループアライアンス推進室長	西山裕之
	取締役副社長 グループ決済部門統括	相浦一成
	取締役副社長 グループインフラ部門統括兼事業統括本部長	伊藤正
	専務取締役 グループシステム部門統括兼システム本部長	山下浩史
	専務取締役 グループ財務担当兼グループ国際化支援室担当兼グループ人事部長	有澤克己
	常務取締役 次世代システム研究室長	堀内敏明
	常務取締役 グループ投資戦略担当	新井輝洋
	常務取締役 事業統括本部アクセス事業本部長	林泰生
	取締役 事業統括本部ドメイン・ホスティング事業本部長	児玉公宏
	取締役 電子認証・印鑑事業担当	中條一郎
	取締役 グループ広告部門統括	橋口誠
	取締役 グループコミュニケーション部長	福井敦子
	取締役	金子岳人
	取締役 グループ財務部長	稲垣法子
	取締役 グループ法務部長	川崎友紀
	取締役(監査等委員)	橋弘一
	取締役(監査等委員)	小倉啓吾
	取締役(監査等委員)	郡司掛孝
	取締役(監査等委員)	増田要
(4) 事業内容	インターネットインフラ事業、インターネット広告・メディア事業、インターネット金融事業、暗号資産事業及びインキュベーション事業	
(5) 資本金	5,000百万円	
(6) 決算期	12月31日	

提出会社の企業集団の概要

当社の企業集団の概要は、本株式交付により、以下のとおりとなる予定です。

名称	脚注	住所	資本金 (百万円)	主な事業の 内容	議決権の所有		関係内容
					所有割合	被所有 割合	
(連結子会社)							
GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社	3、 4	東京都 渋谷区	916	インターネットインフラ事業 (クラウド・ホスティング事業)	51.8%	-	役員の兼任 4名 事務所の賃 貸借
GMO-Z.com Pte. Ltd.	3	シンガ ポール 共和国	30,256 (千シンガポ ールドル)	インターネットインフラ事業 (クラウド・ホスティング事業)	100.0%	-	役員の兼任 4名 資金援助
GMOグローバルサイン株式会 社		東京都 渋谷区	356	インターネットインフラ事業 (セキュリティ事業)	100.0% (100.0%)	-	役員の兼任 1名 事務所の賃 貸借
GMO Global Sign Pte, Ltd.	3	シンガ ポール 共和国	8,940 (千シンガポ ールドル)	インターネットインフラ事業 (セキュリティ事業)	100.0% (100.0%)	-	役員の兼任 1名
GMOペイメントゲートウェイ 株式会社	3、 4、 5	東京都 渋谷区	4,987	インターネットインフラ事業 (決済事業)	41.9%	-	役員の兼任 5名 事務所の賃 貸借
GMOイブシロン株式会社		東京都 渋谷区	104	インターネットインフラ事業 (決済事業)	100.0% (100.0%)	-	
GMO-Z.com PAYME NTGATEWAY PTE, LTD.	3	シンガ ポール 共和国	67,033 (千シンガポ ールドル)	インターネットインフラ事業 (決済事業)	100.0% (100.0%)	-	役員の兼任 1名
GMOペイメントサービス株式 会社		東京都 渋谷区	150	インターネットインフラ事業 (決済事業)	100.0% (100.0%)	-	
GMO-Z.com PAYME NT GATEWAY USA	3	米国 デラ ウェア 州	26,500 (千米ドル)	インターネットインフラ事業 (決済事業)	100.0% (100.0%)	-	
GMOフィナンシャルゲート株 式会社	3、 4	東京都 渋谷区	1,546	インターネットインフラ事業 (決済事業)	59.3% (59.3%)	-	
GMOペバゴ株式会社	4	東京都 渋谷区	262	インターネットインフラ事業 (EC支援事業)	59.5% (2.0%)	-	役員の兼任 2名
GMOシステムトレード株式会 社		東京都 渋谷区	495	暗号資産事業	100.0%	-	役員の兼任 1名 事務所の賃 貸借 資金援助
GMOメイクショップ株式会社		東京都 渋谷区	50	インターネットインフラ事業 (EC支援事業)	65.9%	-	役員の兼任 3名 事務所の賃 貸借
GMOドメインレジストリ株式 会社		東京都 渋谷区	100	インターネットインフラ事業 (ドメイン事業)	100.0%	-	役員の兼任 1名
GMOデジロック株式会社		大阪府 大阪市 北区	10	インターネットインフラ事業 (ドメイン事業)	67.0%	-	役員の兼任 3名 事務所の賃 貸借
GMOコマース株式会社		東京都 渋谷区	100	インターネットインフラ事業 (EC支援事業)	100.0%	-	役員の兼任 2名 事務所の賃 貸借

名称	脚注	住所	資本金 (百万円)	主な事業の 内容	議決権の所有		関係内容
					所有割合	被所有 割合	
GMOブライツコンサルティング株式会社		東京都 渋谷区	100	インターネットインフラ事業 (ドメイン事業)	88.5%	-	役員の兼任 2名 事務所の賃 貸借 資金援助
GMOアドパートナーズ株式会 社	3、 4	東京都 渋谷区	1,301	インターネット広告・メディア 事業 (インターネット広告事業)	57.3% (47.6%)	-	役員の兼任 5名 事務所の賃 貸借
GMOアドマーケティング株式 会社		東京都 渋谷区	100	インターネット広告・メディア 事業 (インターネット広告事業)	100.0% (100.0%)	-	役員の兼任 2名 事務所の賃 貸借
GMO NIKKO株式会社	3、 6	東京都 渋谷区	100	インターネット広告・メディア 事業 (インターネット広告事業)	100.0% (100.0%)	-	役員の兼任 1名 事務所の賃 貸借
GMOインサイト株式会社		東京都 渋谷区	50	インターネット広告・メディア 事業 (インターネットメディア事業)	100.0% (100.0%)	-	役員の兼任 1名 事務所の賃 貸借
GMOソリューションパート ナー株式会社		東京都 渋谷区	100	インターネット広告・メディア 事業 (インターネットメディア事業)	100.0% (100.0%)	-	役員の兼任 1名 事務所の賃 貸借
GMOメディア株式会社	3、 4	東京都 渋谷区	761	インターネット広告・メディア 事業 (インターネットメディア事業)	66.4%	-	役員の兼任 2名
GMO TECH株式会社	4	東京都 渋谷区	277	インターネット広告・メディア 事業 (インターネットメディア事業)	54.1%	-	役員の兼任 2名
GMOリサーチ株式会社	4	東京都 渋谷区	299	インターネット広告・メディア 事業 (インターネットリサーチ・そ の他事業)	54.6%	-	役員の兼任 2名
GMOくまポン株式会社		東京都 渋谷区	99	インターネット広告・メディア 事業 (インターネットメディア事業)	100.0% (50.1%)	-	
GMO VenturePart ners株式会社		東京都 渋谷区	220	インキュベーション事業	100.0%	-	役員の兼任 3名 事務所の賃 貸借
GMO VenturePart ners 3 投資事業有限責任組 合	3、 5	東京都 渋谷区	1,250	インキュベーション事業	40.0% (33.6%)	-	
GMO Global Paym ent Fund 投資事業組合	3、 5	東京都 渋谷区	2,005	インキュベーション事業	25.2% (25.2%)	-	
GMO VenturePart ners 4 投資事業有限責任組 合	3、 5	東京都 渋谷区	4,540	インキュベーション事業	33.0% (30.8%)	-	
GMO GFF 投資事業有限責 任組合	3、 5	東京都 渋谷区	3,470	インキュベーション事業	49.4% (49.4%)	-	
GMO フィナンシャルホール ディングス株式会社	3、 4	東京都 渋谷区	705	インターネット金融事業	65.5%	-	役員の兼任 2名 事務所の賃 貸借
GMOクリック証券株式会社	3、 6	東京都 渋谷区	4,346	インターネット金融事業	100.0% (100.0%)	-	事務所の賃 貸借

名称	脚注	住所	資本金 (百万円)	主な事業の 内容	議決権の所有		関係内容
					所有割合	被所有 割合	
株式会社FXプライムbyGMO		東京都 渋谷区	100	インターネット金融事業	100.0% (100.0%)	-	事務所の賃 貸借
GMO-Z.com Fore x HK, Limited.	3	中国 香港	135,000 (千香港ドル)	インターネット金融事業	100.0% (100.0%)	-	
GMO-Z.com Bull ion HK, Limited.	3	中国 香港	8,091 (千米ドル)	インターネット金融事業	100.0% (100.0%)	-	
GMO-Z.com Trad e UK, Limited.		英国 ロンドン	3,000 (千ポンド)	インターネット金融事業	100.0% (100.0%)	-	
GMO-Z.com Secu rities (Thailand), Limited.	3	タイ王 国 バンコ ク	2,000 (百万タイパー ツ)	インターネット金融事業	99.9% (99.9%)	-	
GMOクリックグロー バルマー ケッツ株式会社	3	東京都 渋谷区	1,000	インターネット金融事業	100.0% (100.0%)	-	事務所の賃 貸借
GMOコイン株式会社		東京都 渋谷区	1,100	暗号資産事業	95.3% (74.4%)	-	資金援助 事務所の賃 貸借
GMO-Z.com Dela ware LLC.	3	米国 デラ ウェア 州	15,004 (千米ドル)	暗号資産事業	100.0%		資金援助
GMO-Z.com Trus t Company, Inc.	3	米国 ニュー ヨーク 州	15,000 (千米ドル)	暗号資産事業	100.0% (100.0%)		
株式会社OMAKASE		東京都 港区	5.5	未定	65.9%	-	
その他57社		-	-	-	-	-	
(持分法適用関連会社)							
4社		-	-	-	-	-	

(注)

1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 「議決権の所有(被所有)割合」の欄の(内書)は間接所有であります。
3. 特定子会社に該当しております。
4. 有価証券報告書の提出会社であります。
5. 議決権の所有割合は、100分の50以下であります。が、実質的に支配しているため子会社としております。
6. GMO NIKKO株式会社及びGMOクリック証券株式会社については売上高(連結会社相互間の内部取引を除く)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等(連結相互間の内部取引・債権債務相殺前)の内容は以下のとおりであります。

GMO NIKKO株式会社

(1)売上高	23,302百万円
(2)経常利益	359百万円
(3)当期純利益	247百万円
(4)純資産額	865百万円
(5)総資産額	5,232百万円

GMOクリック証券株式会社

(1)売上高	26,606百万円
(2)経常利益	11,685百万円
(3)当期純利益	8,062百万円
(4)純資産額	34,121百万円
(5)総資産額	587,814百万円

7. OMAKASEは、本株式交付の効力発生後、商号及び所在地を以下のとおり変更する予定です。
その他本株式交付によるOMAKASEの代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期の変更はありませんが、セグメントは未定となっております。
商号 GMO OMAKASE株式会社
所在地 東京都渋谷区又は渋谷区に隣接する区
また、OMAKASEの普通株式の保有者から譲渡される株式数や譲渡を受けた新株予約権の行使等に応じて、実際の当社によるOMAKASEの議決権の所有割合は変動することがあります。

(2) 提出会社の企業集団における株式交付子会社と提出会社の企業集団との関係

資本関係

当社はOMAKASEの株式を保有しておりませんが、本株式交付により、当社はOMAKASEの普通株式の過半数を保有し、OMAKASEは当社の子会社となる予定です。

役員の兼任関係

該当事項はありません。

取引関係

該当事項はありません。

2 【公開買付け又は株式交付の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【公開買付け又は株式交付に係る契約等】

1. 株式交付計画の内容の概要

当社は、2021年5月24日に、2021年6月21日を効力発生日とし、当社を株式交付親会社、OMAKASEを株式交付子会社とする株式交付を行うこととする株式交付計画(以下「本株式交付計画」といいます。)について、当社取締役会の承認を得ております。

本株式交付計画に基づき、OMAKASEの普通株式1株に対して、当社の普通株式3.677株及び371円を、OMAKASEの第1回新株予約権1個に対して、当社の普通株式331.208株及び33,395円を割当て交付します。

本株式交付計画の内容は下記の「2. 株式交付計画の内容」のとおりです。

2. 株式交付計画の内容

株式交付計画書

GMOインターネット株式会社(以下「甲」という。)は、甲を株式交付親会社、株式会社OMAKASE(以下「乙」という。)を株式交付子会社とする株式交付(以下「本株式交付」という。)を行うに当たり、次のとおり株式交付計画(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条 (株式交付子会社の商号及び住所)

乙の商号及び住所は、次のとおりである。

商号：株式会社OMAKASE

住所：東京都港区六本木四丁目12番8号4C

第2条 (株式交付親会社が本株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限)

甲が本株式交付に際して譲り受ける乙の普通株式の数の下限は、246,069株とする。

第3条 (本株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する株式及び金銭並びにそれらの割当て)

1. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、当該普通株式の対価として、その譲渡する乙の普通株式の合計数に3.677を乗じて得た数の甲の普通株式、及び、同合計数に金371円を乗じて得た額と同額の金銭を交付する。
2. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、その譲渡する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式3.677株及び金371円の金銭を割り当てる。

第4条 (株式交付親会社が本株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて譲り受ける新株予約権の内容及び数又はその算定方法)

1. 甲は、本株式交付に際して、乙の第1回新株予約権の総数である350.8個を譲り受けるものとする。
2. 乙の第1回新株予約権の内容は別紙のとおりである。

第5条 (本株式交付に際して株式交付子会社の新株予約権の譲渡人に対して交付する株式及び金銭並びにそれらの割当て)

1. 甲は、本株式交付に際して、乙の第1回新株予約権の譲渡人に対して、当該新株予約権の対価として、その譲渡する乙の新株予約権の合計数に331.208を乗じて得た数の甲の普通株式、及び、同合計数に金33,395円を乗じて得た額と同額の金銭を交付する。
2. 甲は、本株式交付に際して、乙の第1回新株予約権の譲渡人に対して、その譲渡する乙の新株予約権1個につき、甲の普通株式331.208株及び金33,395円の金銭を割り当てる。

第6条 (株式交付親会社の資本金及び準備金の額)

本株式交付により甲の資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

第7条 (株式交付子会社の株式及び新株予約権の譲渡しの申込みの期日)

乙の普通株式及び第1回新株予約権の譲渡しの申込みの期日は、2021年6月18日とする。

第8条 (本株式交付がその効力を生ずる日)

本株式交付が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2021年6月21日とする。但し、本株式交付の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲は、これを変更することができる。

第9条 (本計画の変更及び本株式交付の中止)

本計画作成日から効力発生日までの間において、本株式交付の実行に重大な支障となる事象が生じたこと等により本株式交付の目的を達成することが困難となった場合には、甲は、本計画の内容を変更し又は本株式交付を中止することができる。

第10条 (規定外事項)

本計画に定める事項のほか、本株式交付に関する事項は、本株式交付の趣旨に従って、甲がこれを決定する。

2021年5月24日

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMOインターネット株式会社
代表取締役会長兼社長
グループ代表 熊谷 正寿

別紙 第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称および数

名称 第1回新株予約権

数 350.8個

新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。ただし、後記2.に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式とし、その数(以下「付与株式数」という。)は、1株とする。

ただし、当社が、本議案の決議日(以下「決議日」という。)後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。また、決議日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使時における払込金額は、新株予約権の行使により発行または移転する当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた金額とし、発行当初の行使価額は新株予約権1個当たり金114,920円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、割当日後、行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合等、行使価額を調整することが適切な場合は、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \text{または} \text{処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、決議日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

4. 新株予約権を行使することができる期間

令和2年11月30日から令和10年11月29日まで(行使期間の最終日が会社の営業日でない日に当たる場合は、その直前営業日が最終日となる。)

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡することはできず、また、いかなる理由であれ、担保権の対象とすることはできない。

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、その行使時において、当社の役員、当社の従業員または当社が承認する社外の協力者の地位にあることを要する。ただし、定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。

その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

8. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が前記7.に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、または新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使する前に禁錮以上の刑に処せられた場合、当社は、当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反した場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

新株予約権割当契約の規定に基づき新株予約権が失効した場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権の行使により発行または交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。

11. 募集新株予約権を割り当てる日

令和2年11月30日

4 【公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1 . 本株式交付に係る割当ての内容(株式交付比率)

OMAKASEの株式に係る割当て

当社は、OMAKASEの普通株式1株に対して、当社の普通株式3.677株及び371円を割当て交付いたします。なお、当社が本株式交付によりOMAKASEの株式及び新株予約権に係る割当てとして交付する当社の普通株式には、当社が保有する自己株式1,029,166株を充当する予定であり、新株式の発行は行いません。

当社が譲り受けるOMAKASEの普通株式の数の下限は、246,069株とします。

本株式交付に伴い1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。)に相当する当社の普通株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該OMAKASEの株主に交付いたします。

OMAKASEの新株予約権に係る割当て

当社は、本株式交付に際し、OMAKASEの普通株式と併せてOMAKASEの第1回新株予約権を譲り受けることとし、当該新株予約権の内容及び株式交付比率を踏まえ、当該新株予約権の譲渡人に対し、その保有する第1回新株予約権1個に対して、当社の普通株式331.208株及び33,395円を割当て交付いたします。なお、OMAKASEは、第1回新株予約権以外の新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

本株式交付に伴い1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。)に相当する当社の普通株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該OMAKASEの新株予約権者に交付いたします。

なお、会社法上、株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の新株予約権の数の下限に関する規定はございませんので、当社は、当社が譲り受けるOMAKASEの第1回新株予約権の数の下限を設けておりません。

なお、OMAKASEの第1回新株予約権の個数は350.8個、OMAKASEの第1回新株予約権1個当たりの目的であるOMAKASEの普通株式の数は100株です。OMAKASEの発行済株式総数(400,000株)とOMAKASEの第1回新株予約権の目的であるOMAKASEの普通株式の総数(35,080株)の合計数は、435,080株です。

2 . 本株式交付に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

OMAKASEの株式に係る割当て

当社は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びOMAKASEから独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FAS(以下「KPMG FAS」といいます。)を選定し、2021年5月21日付で、本株式交付に係る株式交付比率算定報告書を取得いたしました。当社は、当社及びOMAKASEから独立した第三者算定機関であるKPMG FASから提出を受けたOMAKASEの株式に係る株式交付比率の算定結果、及び、両社の財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し等の要因を総合的に勘案し、検討を重ねた結果、最終的に、上記「1. 本株式交付に係る割当ての内容(株式交付比率) OMAKASEの株式に係る割当て」記載の株式交付比率が、KPMG FASが算定した株式交付比率レンジ内であり、株主の利益を損ねるものではなく、妥当であるとの判断に至りました。

なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重要な変更が生じた場合、当社並びにOMAKASEの株主及び新株予約権者との間の協議により変更することがあります。

OMAKASEの新株予約権に係る割当て

当社は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びOMAKASEから独立した第三者算定機関であるKPMG FASを選定し、2021年5月21日付で、本株式交付に係る株式交付比率算定書を取得いたしました。当社は、当社及びOMAKASEから独立した第三者算定機関であるKPMG FASから提出を受けたOMAKASEの新株予約権に係る株式交付比率の算定結果、及び、両社の財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通

し等の要因を総合的に勘案し、検討を重ねた結果、最終的に、上記「1. 本株式交付に係る割当ての内容(株式交付比率) OMAKASEの新株予約権に係る割当て」記載の株式交付比率が、KPMG FASが算定した株式交付比率レンジ内であり、株主の利益を損ねるものではなく、妥当であるとの判断に至りました。

なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重要な変更が生じた場合、当社並びにOMAKASEの株主及び新株予約権者との間の協議により変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

算定機関との関係

KPMG FASは、当社及びOMAKASEの関連当事者には該当せず、本株式交付に関して記載すべき重要な利害関係は有しておりません。

算定の概要

KPMG FASは、当社については、当社の普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在し取引市場での流動性も高いことから、本株式交付の対価としてその株式価値を評価する場合、市場株価法により十分に適正な結果が得られると判断したため、市場株価法を採用して算定を行いました。OMAKASEについては非上場会社であることを勘案し、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用して算定を行いました。

当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の、OMAKASEの普通株式1株及び第1回新株予約権1個に対する株式交付比率の算定結果は以下のとおりです。なお、第1回新株予約権1個当たりの目的であるOMAKASEの普通株式の数は100株です。

	株式交付比率の算定結果
普通株式	2.80 ~ 4.30
第1回新株予約権	244.49 ~ 393.46

市場株価法においては、2021年5月21日を算定基準日として、当社の東京証券取引所市場第一部における算定基準日の終値、直近1か月間、3か月間及び6か月間の株価終値の単純平均値を基に、同社の株式価値を分析しております。

DCF法においては、OMAKASEから提供を受けた2022年3月期から2025年3月期までの事業計画に基づき、OMAKASEが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてOMAKASEの株式価値を分析しております。OMAKASEの事業ステージに鑑み、計画期間におけるフリー・キャッシュ・フローの現在価値については、ベンチャーキャピタルによるポートフォリオ企業への投資に対する要求リターン(以下「VCリターン」といいます。)を参照し、割引率を25%~35%として算定しています。計画期間以降の継続価値については、永続成長率法を採用し、評価時点において想定可能な計画期間以降の事業成長の水準を踏まえ、永続成長率を0%として算定しています。また、VCリターンは一定期間でエグジットすることを前提にサバイバルリスクが含まれている一方、当該リスクが永続することはなく、また事業ステージが進むことにより事業リスクも低減していくため、計画期間以降のフリー・キャッシュ・フローの現在価値については割引率を10.5%~12.5%として算定しております。第1回新株予約権については、算定された1株当たり普通株式価値を原資産価格とし、満期までの期間を3.8年、ボラティリティを40%~60%、リスクフリーレートをマイナス0.1%、予想配当利回りを0.0%としてブラック・ショールズ・モデルに基づき分析を行っております。この結果をもとに当社の市場株価法を用いた評価結果との比較に基づく本件株式交付比率のレンジを、普通株式1株に対して2.80~4.30、第1回新株予約権1個に対して244.49~393.46として算定しております。

KPMG FASは、株式交付比率の算定に際して、当社及びOMAKASEから提供を受けた情報並びに一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交付比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMG FASに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びOMAKASEの資産及び負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて算定において参照したOMAKASEの事業計画に関する情報については、OMAKASEの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。KPMG FASの分析結果は、2021年5月21日現在までの情報及び経済情勢を反映したものであります。

DCF法の算定の基礎となるOMAKASEの事業計画については、今後の事業拡大による大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。なお、当該事業計画は、本株式交付の実施を前提としておりません。また、KPMG FASによる株式交付比率の算定結果は、本株式交付における株式交付比率の公正性について意見を表明するものではなく、当社は本株式交付における株式交付比率が当社の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違 (株式交付子会社の発行有価証券と株式交付によって発行(交付)される有価証券との相違)】

1. 株式の譲渡制限

当社の定款には定めがありませんが、OMAKASEの定款には、OMAKASEの株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。

2. 単元未満株主の権利

当社の定款には、単元株式数を100株とする旨の定め、及び単元未満株式を有する株主は()会社法第189条第2項各号に掲げる権利、()取得請求権付株式の取得を請求する権利、()募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を行使することができない旨の規定が置かれておりますが、OMAKASEの定款には単元株式数に係る定めはありません。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行(交付)条件に関する事項】

該当事項はありません。

7 【公開買付け又は株式交付に関する手続】

1. 株式交付に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式交付に関し、当社においては、会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2の各規定に基づき、株式交付計画、会社法第774条の3第1項第2号に掲げる事項についての定めが同条第2項に定める要件を満たすと当社が判断した理由、会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第774条の3第1項第8号及び第9号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、OMAKASEの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面、OMAKASEにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及び当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、2021年5月28日より当社本店に備え置く予定です。

の書類は、2021年5月24日の当社の取締役会において承認された株式交付計画であります。は、本株式交付に際して株式交換比率及びその株式交換比率の算定根拠並びに上記株式交換契約において定める当社の増加する資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明したものであります。は、本株式交付における、OMAKASEの株式の譲渡人に対する割当ての内容、及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明したものであります。は、本株式交付における、OMAKASEの新株予約権者に対して交付する割当ての内容及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明したものであります。の書類は、OMAKASEの2020年3月期の計算書類等に関する書類であります。は、OMAKASEの2020年3月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じた場合に、当該事象を記載したものであります。は、当社の2020年12月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じた場合に、当該事象を記載したものであります。

これらの書類は、当社本店において、営業時間内に閲覧することができます。

2. 株主総会等の株式交付に係る手続の方法及び日程

株式交付計画承認の当社取締役会 2021年5月24日(月曜日)

株式交付子会社の株式及び新株予約権の譲渡の申込み期日 2021年6月18日(金曜日)

株式交付の効力発生日 2021年6月21日(月曜日)

3. 株式交付子会社が発行者である有価証券の所有者が当該株式交付に係る行為に関して有する有価証券の買取請求権の行使方法

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

当社の主要な経営指標等、OMAKASEの主要な経営指標等はそれぞれ以下のとおりです。

< 当社の主要な経営指標等 >

(1) 連結経営指標等

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (百万円)	135,026	154,256	185,177	196,171	210,559
経常利益 (百万円)	16,686	17,315	19,135	24,506	27,136
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	7,234	8,030	20,707	8,337	10,284
包括利益 (百万円)	10,503	12,413	12,525	16,686	17,491
純資産額 (百万円)	66,179	74,354	96,421	102,269	100,114
総資産額 (百万円)	588,819	749,160	752,454	871,214	1,070,544
1株当たり純資産額 (円)	340.92	379.69	455.48	474.95	465.94
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額() (円)	62.26	69.44	179.92	73.16	93.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	60.89	68.76	-	72.08	91.75
自己資本比率 (%)	6.7	5.8	7.0	6.2	4.8
自己資本利益率 (%)	18.3	19.3	43.1	15.7	19.6
株価収益率 (倍)	23.99	27.61	8.2	28.4	31.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,118	5,481	13,127	7,502	38,277
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	11,204	13,212	29,899	21,617	15,995
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	23,749	35,074	43,960	30,323	37,518
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	90,125	117,817	143,650	159,715	218,676
従業員数(外、平均臨時雇用者数) (名)	4,471 (729)	4,662 (570)	4,975 (445)	5,238 (370)	5,225 (436)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第28期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第28期より「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号2018年3月14日)を適用しており、第27期の関連する主要な経営指標等につきましても、遡及適用後の数値を記載しております。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)等を第29期の期首から適用しており、第28期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月		2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高	(百万円)	32,177	37,732	47,761	56,021	64,251
経常利益	(百万円)	5,058	5,743	6,338	6,459	7,207
当期純利益	(百万円)	2,960	4,518	12,658	4,592	7,040
資本金	(百万円)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
発行済株式総数	(株)	115,944,677	115,096,887	115,096,887	113,242,987	113,242,987
純資産額	(百万円)	17,219	17,405	27,402	25,328	20,184
総資産額	(百万円)	39,776	76,919	76,245	72,911	111,893
1株当たり純資産額	(円)	148.51	151.22	238.08	223.66	184.75
1株当たり配当額	(円)	21.00	23.00	29.50	24.20	30.80
(第1四半期)	(円)	(5.00)	(5.00)	(6.00)	(6.00)	(6.60)
(第2四半期)	(円)	(5.00)	(6.00)	(6.20)	(6.00)	(6.20)
(第3四半期)	(円)	(5.00)	(6.00)	(5.50)	(7.20)	(7.40)
(期末)	(円)	(6.00)	(6.00)	(11.80)	(5.00)	(10.60)
1株当たり当期純利益金額	(円)	25.47	39.06	109.98	40.30	63.66
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	43.3	22.6	35.9	34.7	18.0
自己資本利益率	(%)	15.7	26.1	56.5	17.4	30.9
株価収益率	(倍)	58.66	49.08	13.37	51.48	46.51
配当性向	(%)	82.4	58.9	26.8	60.0	48.4
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	524 (76)	617 (42)	690 (60)	715 (34)	721 (67)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	(%) (%)	96.9 (100.3)	124.8 (122.6)	98.8 (103.0)	138.0 (121.7)	195.2 (130.7)
最高株価	(円)	1,639	2,145	3,030	2,333	3,260
最低株価	(円)	957	1,162	1,220	1,329	1,453

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)等を第29期の期首から適用しており、第28期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

4. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

< O M A K A S E の主要な経営指標等 >

回次		第 1 期	第 2 期	第 3 期
決算年月		2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
売上高	(千円)	412	13,082	49,409
経常利益	(千円)	-3,027	-2,928	797
当期純利益	(千円)	-3,091	-2,998	727
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	2,000	5,500	5,500
発行済株式総数	(株)	200	4,000	4,000
純資産額	(千円)	-1,091	2,909	3,636
総資産額	(千円)	918	10,182	21,153
1株当たり純資産額	(円)	-5,455.00	727.35	909.00
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	0	0	0
1株当たり当期純利益金額	(円)	-15,455.00	-749.50	181.75
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	-15,455.00	-749.50	181.75
自己資本比率	(%)	-	28.57	17.19
自己資本利益率	(%)	-	-103.06	19.99
株価収益率	(倍)	-	-	-
配当性向	(%)	0	0	0
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	336	9,924	18,808

第 3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第30期(自2020年1月1日 至2020年12月31日)2021年3月22日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第31期第1四半期(自2021年1月1日 至2021年3月31日)2021年5月14日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年5月24日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年3月26日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1有価証券報告書の訂正報告書)を2021年3月24日に関東財務局長に提出

5 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1有価証券報告書の訂正報告書)を2021年4月14日に関東財務局長に提出

6 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1有価証券報告書の訂正報告書)を2021年5月24日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(訂正報告書により訂正されたものを含み、以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2021年5月24日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

GMOインターネット株式会社 本店
(東京都渋谷区桜丘町26番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。